

※発注品の「型式・材質・納期・仕様書記載品以外の同等品認定・その他の内容」等について疑義がある場合は、事前に仕様書記載の担当課へ直接問い合わせること(但し、担当者が一時不在や施設により平日閉庁の場合があるので注意すること)。
担当課の事前承認なき場合は、仕様書記載どおりに履行すること。
見積時の質疑・同等品認定、随意契約伺への無承認事項の記載、落札後の条件変更等は認めない。

1

購入仕様書

件名 シュレッダー機のカッターユニット交換修理
履行場所 福岡市役所地下1階シュレッダー室
履行期間 契約締結の日から令和8年6月30日まで

内 訳

	品名	内容	単位	数量	交換部品
1	シュレッダー機	既存のシュレッダー機 (株明光商会製 MSO-1000HC) のカッターユニット交換修理	台	1	指定品 (株明光商会 シュレッダー機 (MSO-1000HC) 用 純正カッターユニット

そ の 他

- ① 契約後、下記の担当者と打ち合わせを行うこと。
- ② 土・日・祝日を除き、16時までには交換修理を終了すること。
- ③ 修理完了後、立会いのもと動作確認を行うこと。
- ④ 部品交換後は、交換部品および梱包材等を持ち帰り、適切に処理すること。

問い合わせ先
環境局循環型社会推進部ごみ減量推進課
(市役所内13階)
担当：永松
電話：092-711-4039